

岩手県告示第331号

建築基準法第42条第2項の規定による道路指定（昭和39年岩手県告示第724号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、同法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道（ <u>盛岡市若園町29番14を除く。</u> ）を道路として指定する。	建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、 <u>平成22年3月31日以前</u> に同法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道を道路として指定する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	